

エシカル消費スタートアップ教室開催業務 提案募集要領

標記業務の委託にあたり、提案を公募し、総合的な審査により受託者を選定するため必要な事項を次のとおり定めます。

1 目的

県民のエシカル消費（おもいやり消費）への関心や内容の理解を促進し、日常生活での実践につなげていくために、子どもとその保護者を対象として、認証ラベルやマーク等を題材に、環境に配慮された商品を理解し、また、生産過程から廃棄までの背景にある問題を理解するなど、今後の商品選択について、自ら考え、自己の消費行動が環境に影響を与えることを知る機会となるスタートアップ教室（学習会）を開催する。

※エシカル消費（おもいやり消費）

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。（消費者庁ホームページより）

2 業務の概要

- (1) 業務名
エシカル消費スタートアップ教室開催業務
- (2) 委託内容
別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和元年9月2日まで
- (4) 予算額
857,606円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募者の資格

- (1) 業務遂行にあたり、十分な能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 提案の受付期間中に、愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 提案の受付期間中に、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 平成29～31年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されていること。または、この提案参加申込書提出期限までに登録されていること。
※登録手続きには審査の時間が必要です。未登録の方は早急に手続きしてください。
県ホームページ「申請書等電子配布サービス」製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び参加審査に関する要綱関係
<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/bunya/gyouse.html>
- (6) 提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

- 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 本県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。

4 提案について

(1) 参加申し込み

参加される場合は、別添「参加申込書」(様式1)を提出してください。

- 提出期限 平成31年4月25日(木) 17:15 必着
- 提出方法 FAX又は電子メール
- 提出先 文末のとおり

(2) 質問及び回答

質問がある場合は、上記(1)に準じて「質問書」(様式2)を提出してください。
回答は、参加申込者全員にお知らせします。

(3) 提案書の提出

①提出書類及び部数

- ア 提案書の提出書(様式3) 1部
- イ 提案書(様式自由) 6部

<記載例>

- ・実施体制及び作業スケジュール
- ・広報チラシ及びパネル(エシカル消費の大切さを示すものを1案)の図案見本
- ・募集周知方法 など

- ウ 見積書(様式自由) 1部

あて先は「愛媛県知事」とし、代表者印を押印してください。
経費の内訳を記載してください。

- エ 会社概要(既存のパンフレット等で可) 1部
- オ 実績調書(類似業務の実施実績) 1部

②規格

原則A4判タテ、横書き、左綴じでお願いします。(着色可)

③提出期限等

- 提出期限 令和元年5月9日(木) 17:15 必着
- 提出方法 持参(平日の執務時間中)又は郵送(必着)
- 提出先 文末のとおり

5 審査及び選定

(1) 選定の方法

審査は、県が別途設置する選定委員会において、提出のあった提案書で審査し、最も優れた提案をされた事業者(委託候補者)を選定します。

提案者が1者の場合は、総合的に評価し委託候補者としての適否を判断します。

【選考のポイント】

ア 基本的事項(20点)

- ・見積経費は適切であるか。(10点)
- ・類似業務の実績から判断して、本事業の履行は妥当か。(10点)

イ 提案事項(70点)

(ア) パネル等の制作物に関する考え方 (30点)

- ・ エシカル消費の内容を分かりやすく表現するものであるか。
- ・ 事業の背景と目的が理解され、その実現に有効な内容となっているか。

(イ) 事業の円滑な実施について (20点)

- ・ 参加募集について、児童生徒の興味を引き、参加を促すような工夫がされているか。
- ・ 学習からワークショップまでの一連の活動が円滑に実施できる工夫がされているか。

(ウ) 実施体制及びスケジュールについて (20点)

- ・ 業務内容の実現にあたり、必要な知識・経験を持つ人材が配置されているか。
- ・ 実行可能な計画的なスケジュールとなっているか。

ウ その他 (10点)

- ・ その他、特に評価する事項があるか。

(2) 提案書の評価

応募者全員に審査結果を文書で通知します。

(ただし、点数や順位をお知らせするものではありません)

(3) その他留意事項

次に該当する場合は提案書の提出を無効とします。

- ・ 提出書面に虚偽の記載をした場合
- ・ 参加条件を満たさない場合や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合
- ・ 見積書の金額が予算額を超える場合
- ・ 公序良俗違反、心裡留保、錯誤に該当する場合

提出後の提案書について記載内容の変更はできません。

提出後の提案書は返却しません。

提案に係る費用は提案者の負担となります。

提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、参加辞退とみなします。

6 契約

(1) 選定された委託候補者との間で、ご提出いただいた提案書を基に、業務について協議を行い、仕様書を作成します。したがって、協議の過程で提案内容の一部変更がある場合があることをご了知ください。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

(2) 協議のうえ、決定した仕様書に基づき、委託候補者から見積書をご提出いただき、予定価格の範囲内であることを確認後、契約締結となります。(契約保証金は愛媛県会計規則の規定により取り扱います)

7 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部 県民生活課 暮らし安全・安心グループ (岡本)

電話 089-912-2336 FAX 089-912-2299 電子メール kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp